省令

○財務省令第七十五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月十四日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九仙台中の項中「田子西二丁目、田子西三丁目」を「田子西一丁目から田子西三丁目まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十月十五日から施行する。